

公 告

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年10月7日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 工事概要

- (1) 工事名 市営中高層住宅空家等修繕業務
- (2) 工事場所 和歌山市市内一円
- (3) 工事概要 市営住宅空家修繕（中高層 3階建てから10階建て 面積40㎡から80㎡まで）2戸 建築改修 一式、電気設備改修 一式、機械設備改修 一式
- (4) 工期 160日間
- (5) 予定価格 10,648,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和7・8年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和7・8年度登録」という。）において、建築工事業の登録がされている者であること。
- (3) 建築工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和7・8年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
 - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
 - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
 - ウ 令和7・8年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、建築工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
 - エ 建築関係業種の受注制限数に達していないこと。
- (5) 令和7・8年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては建築工事業に係る総合点数が570点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては建築工事業に係る総合点数が570点以上750点未満であること。
- (6) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (7) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。
- (8) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する建築工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所
方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。
入札書受付予定日時 令和8年10月15日（木） 午前8時00分から
令和8年10月19日（月） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和8年10月20日（火） 午後2時00分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあっては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限 令和8年10月21日（水） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参又は和歌山市ホームページ専用フォームでの提出によるものとする。

- (4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり

- (2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和8年10月9日（金） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

- (1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

- (2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

- (3) 議会の議決

不要である。

- (4) 入札保証金

不要である。

- (5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

- (6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

- (7) 最低制限価格の設定

有り

- (8) 契約書作成の要否

必要である。

- (9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

- (10) 受注制限対象工事

本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。

- (11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり